

みやぎ型管理運営方式  
募集要項（案）について

令和2年3月5日

# 運営権者提案上限額の算定（更新）

	総事業費（億円）				うち運営権者分				運営権者提案上限額			提案上限額
	現行	みやぎ型	削減額	削減率	現行	みやぎ型	削減額	削減率	みやぎ型	うち下水改築費	運営権対価	
大崎広域水道用水供給事業	630	549	82	13.0%	360	298	62	17.2%	298	-	2	300
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	1,051	980	71	6.7%	385	319	66	17.2%	319	-	5	324
水道用水供給事業 計	1,681	1,529	152	9.1%	745	617	128	17.2%	617	-	7	624
仙塩工業用水道事業	128	105	23	17.7%	62	51	11	17.7%	51	-	0	52
仙台圏工業用水道事業	81	69	12	14.4%	38	33	6	15.0%	33	-	0	33
仙台北部工業用水道事業	30	26	5	15.5%	17	15	2	13.6%	15	-	0	15
工業用水道事業 計	239	200	39	16.3%	118	99	19	16.2%	99	-	1	100
仙塩流域下水道事業	526	503	24	4.5%	416	395	21	5.0%	395	125	2	272
阿武隈川下流域下水道事業	575	556	19	3.2%	352	336	16	4.7%	336	74	2	264
鳴瀬川流域下水道事業	88	84	3	3.6%	61	58	3	4.9%	58	16	1	43
吉田川流域下水道事業	205	194	10	5.0%	158	149	9	5.9%	149	50	2	100
流域下水道事業 計	1,393	1,338	55	4.0%	987	937	50	5.0%	937	265	7	679
合計	3,314	3,067	247	7.4%	1,850	1,653	197	10.7%	1,653	265	15	1,403

下水改築  
上限額

運営権者  
提案上限額

- 前回（令和元年度第5回PFI検討委員会）示した運営権者提案上限額は、運営権対価一括金を考慮していなかったことから修正。

※運営権対価一括金の反映に当たっては、割引率（4%）で割り戻した額とする。

# 残存価値相当額の支払時期に関する取扱い

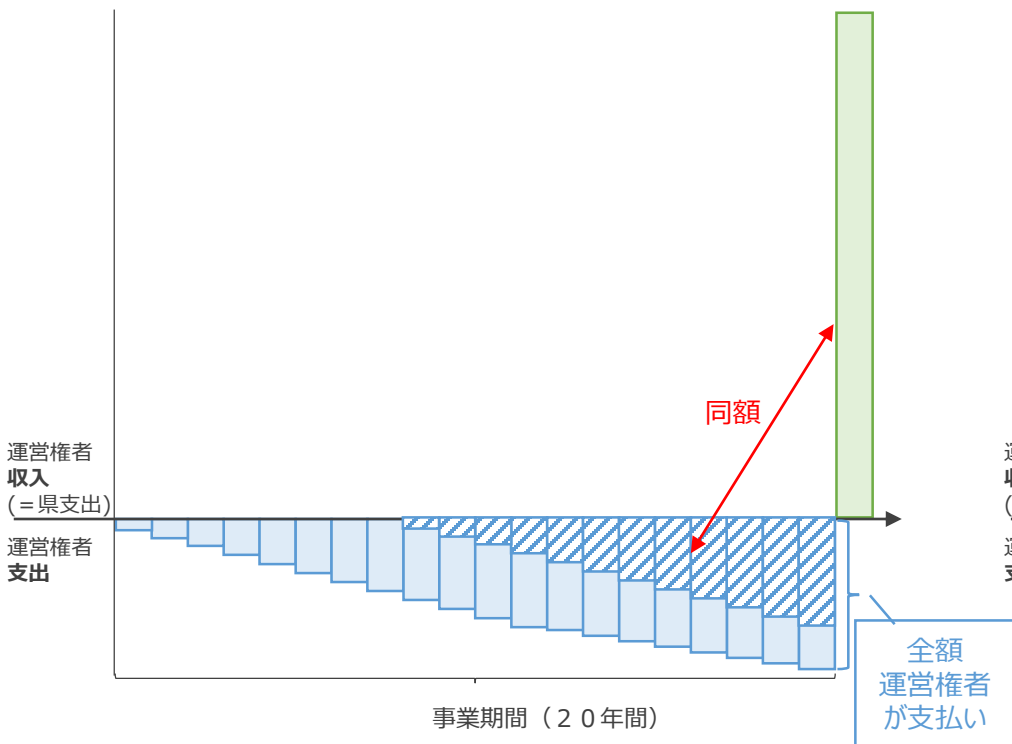
- 本事業期間終了時の残存価値相当額の県から運営権者への支払いについて、実施契約書（案）においては、事業期間終了後の支払を前提としている。
- この場合、県シミュレーションでは、運営権者は事業期間を通じて短期の多額の借入により資金を確保する必要があり、親会社の出資規模や資金調達方法によっては本事業への参画が困難な場合も想定される。
- 広く応募者を募り競争性を高める観点から、残存価値相当額の支払時期については、①事業期間終了後一括払いを基本としながらも、②事業期間中の各年度払いも選択できるものとする。

残存価値とは「運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から本事業期間終了時までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額に相当する金銭」として、実施契約書（案）に定義する。

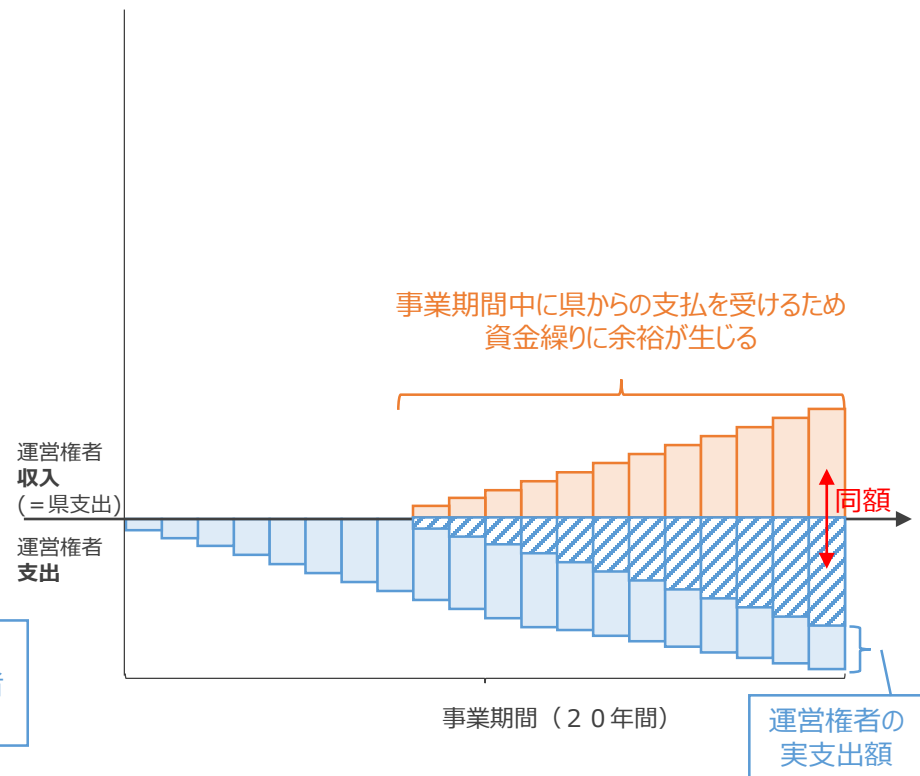
# 残存価値相当額の県による支払時期の比較

凡例  更新投資  更新投資のうち残存価値相当額  残存価値相当額収入(事業期間終了後)  残存価値相当額収入(事業期間中)

## ① 事業期間終了後に総額を支払



## ② 事業期間中に各年度分を支払



県が負担する残存価値相当額は支払時期によらず同額

# 残存価値相当額の支払時期による影響の検討

	事業期間終了後に支払	事業期間中に支払
運営権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 期中の資金繰りの余裕がない</li> <li>• 事業期間終了後に投資回収することとなり、事業期間を通じて短期の多額の借入により資金を確保する必要があるため、親会社の出資規模や資金調達方法によっては本事業への参画が難しくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業期間中に県からの支払を受けるため、期中の資金繰りに余裕が生じる</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業期間中に残存価値相当額の支払を要さないため、企業債償還及び支払利息が発生しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 残存価値相当額の支払に伴い、本事業期間中に支払利息が発生する</li> <li>• 運営権者と比較して県の調達金利は低いと考えられることから、事業全体でのコスト削減効果は高まる</li> </ul>

- 運営権者及び県の負担総額は、残存価値相当額の支払時期によらず同額である。
- 事業期間中に支払を行う場合には、県による起債が必要となるため、当該起債に係る償還金及び支払利息が本事業期間中に発生することとなる。
- ただし、支払時期が本事業期間中に前倒しとなるものであり、長期的な視点では県の負担額に差異は生じない。(なお、借入利率の変動リスクはある)

# 運営権者収受額の臨時改定を行う条件の考え方

- 臨時改定を行う条件を検討するに当たり、各料金期間において、物価の上昇または需要の減少により運営権者の想定利益がゼロとなる水準を9個別事業ごとに試算（従前案どおり）。
- 従前の試算方法は、当該水準（率）について各料金期間の平均値による試算。
  - 運営権者の想定利益は事業期間後年度にかけて減少する傾向があるため、上記の方法を採用した場合には、主に水道用水供給事業における算定結果が高い水準となっていた。
- 運営権者で発生する費用のタイミングは提案内容（更新投資の実施時期等）に応じて個別に異なることを踏まえ、事業期間全体の変動費及び想定利益それぞれの合計（額）から算定するものとする。

参考：算定方法の比較（仙南仙塩における計算例，百万円単位）

	仙南仙塩				
	R3～R5	R6～R10	R11～R15	R16～R20	R21～R23
収益計	3,151	7,003	7,003	7,003	3,851
費用計	2,127	5,727	7,149	7,527	4,238
うち物価変動費 (a)	1,656	4,987	6,766	7,207	4,074
想定利益 (b)	1,024	1,276	-146	-525	-386
各料金期間の平均値	62%	26%	-2%	-7%	-9%

▶ 想定利益の合計を物価変動費の合計で除した5%を採用

# 運営権者収受額の臨時改定を行う条件

- 運営権者収受額の臨時改定を行う条件は、県がその水準を募集要項に示すものとする。
  - 「物価変動」と「流域下水道の動力費変動」：運営権者による事業運営の安定性を確保する観点から、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業それぞれの最小値を採用。
  - 「工業用水道事業の需要変動」：全体水量に占める主要ユーザーの契約割合が各事業で異なり、著しい影響を与える変動水準を個別に捉える必要があるため、事業毎の値を採用。

【前回】

	水道用水供給事業		工業用水道事業			流域下水道事業			
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川下流	鳴瀬川	吉田川
著しい物価の変動	24%	20%	9%	8%	8%	5%	6%	2%	6%
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	21%	24%	5%	24%
著しい需要の変動	-	-	6%	7%	6%	-	-	-	-

【更新後】

	水道用水供給事業		工業用水道事業			流域下水道事業			
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川下流	鳴瀬川	吉田川
著しい物価の変動	5%	5%	4%	4%	5%	5%	4%	2%	5%
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	20%	17%	5%	22%
著しい需要の変動	-	-	4%	5%	5%	-	-	-	-

著しい物価の変動	5%		4%			4%			
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	17%			
著しい需要の変動	-	-	4%	5%	5%	-	-	-	-

※網掛けの箇所は3事業ごとの最小値を示す。ただし、流域下水道事業については経営環境が特異な（規模が小さい）鳴瀬川を除外して集計した。